

尼崎市公共下水道施設における ウォーターPPPの導入検討について

令和6年12月16日

尼崎市公営企業局 上下水道部 下水道計画課

プロローグ

基本理念は、
「尼の下水道を次の世代へ」



目的・将来像



基本理念のもと、ピンチをチャンスに活かせる施策を
尼崎市は求めています

目次

1. 尼崎市の下水道事業概要
2. 官民連携事業の導入検討背景
3. ウォーターPPPの概要
4. 尼崎市のウォーターPPP導入検討方針
5. 導入までのスケジュールについて

1. 尼崎市の下水道事業概要

1. 尼崎市の下水道事業概要

人口と面積



【面積】: 50.72 Km²

【人口】: 457,237人

令和6年3月31日現在

北から南へ約0.1%の勾配

1. 尼崎市の下水道事業概要

下水排除方式



合流式 約 90 %

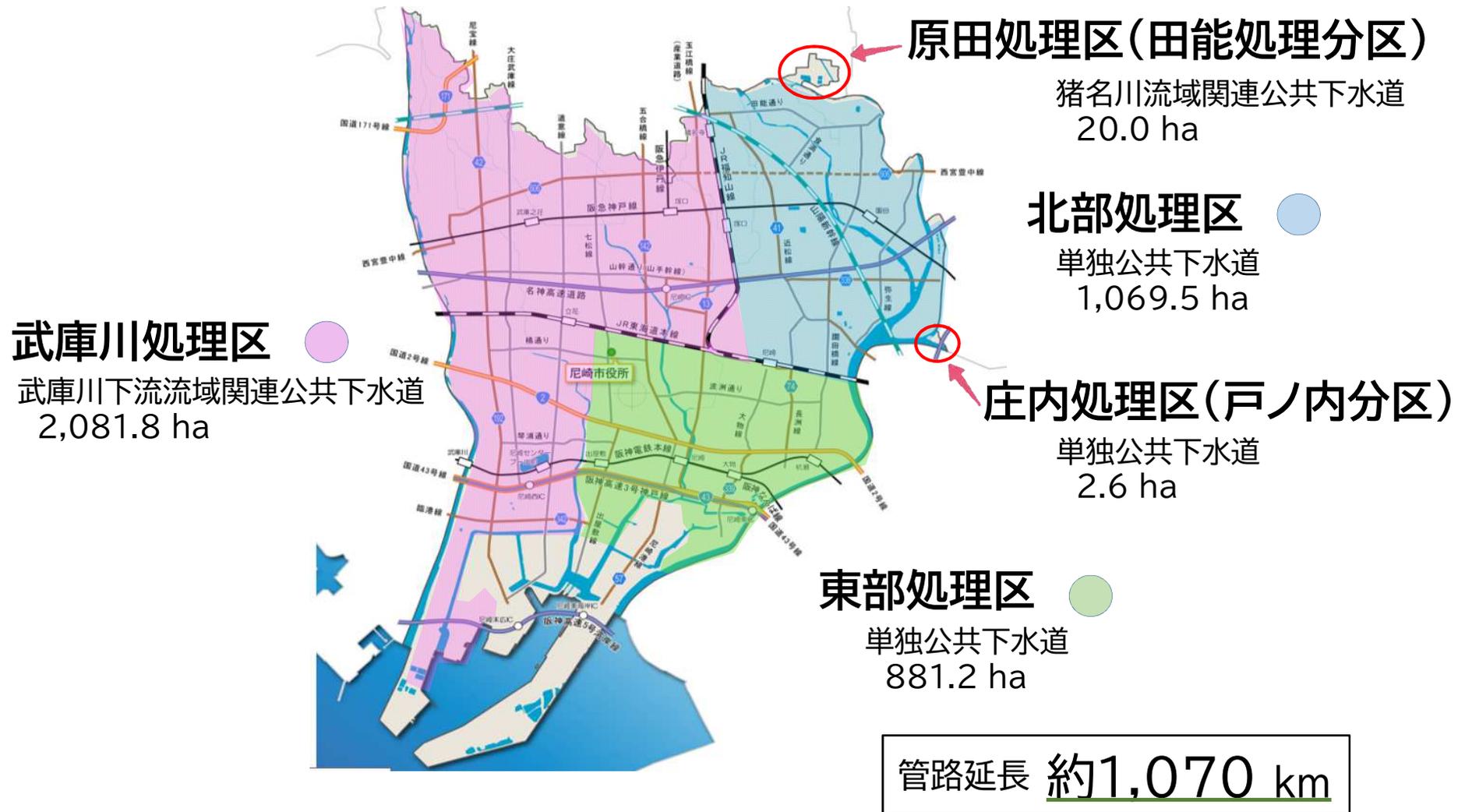
雨水と汚水を
同じ管路で流す方式

分流式 約 10 %

雨水と汚水を
別々の管路で流す方式

1. 尼崎市の下水道事業概要

処理区



1. 尼崎市の下水道事業概要

下水処理施設の配置



Lvは処理場、ポンプ場の包括委託のレベルを示す

ポンプ場

(市) 中継ポンプ場 (市) 雨水ポンプ場	
1	富松中継ポンプ場
2	栗山中継ポンプ場
3	尾浜中継ポンプ場
4	大庄中継ポンプ場
5	中在家中継ポンプ場
6	西川中継ポンプ場
7	高田中継ポンプ場
8	東難波雨水ポンプ場
9	東部雨水ポンプ場
(県) 中継ポンプ場	
1	常松中継ポンプ場
2	南武中継ポンプ場

処理場

(市) 浄化センター	
1	北部浄化センター
2	東部浄化センター
(県) 流域浄化センター	
1	武庫川下流浄化センター

凡例

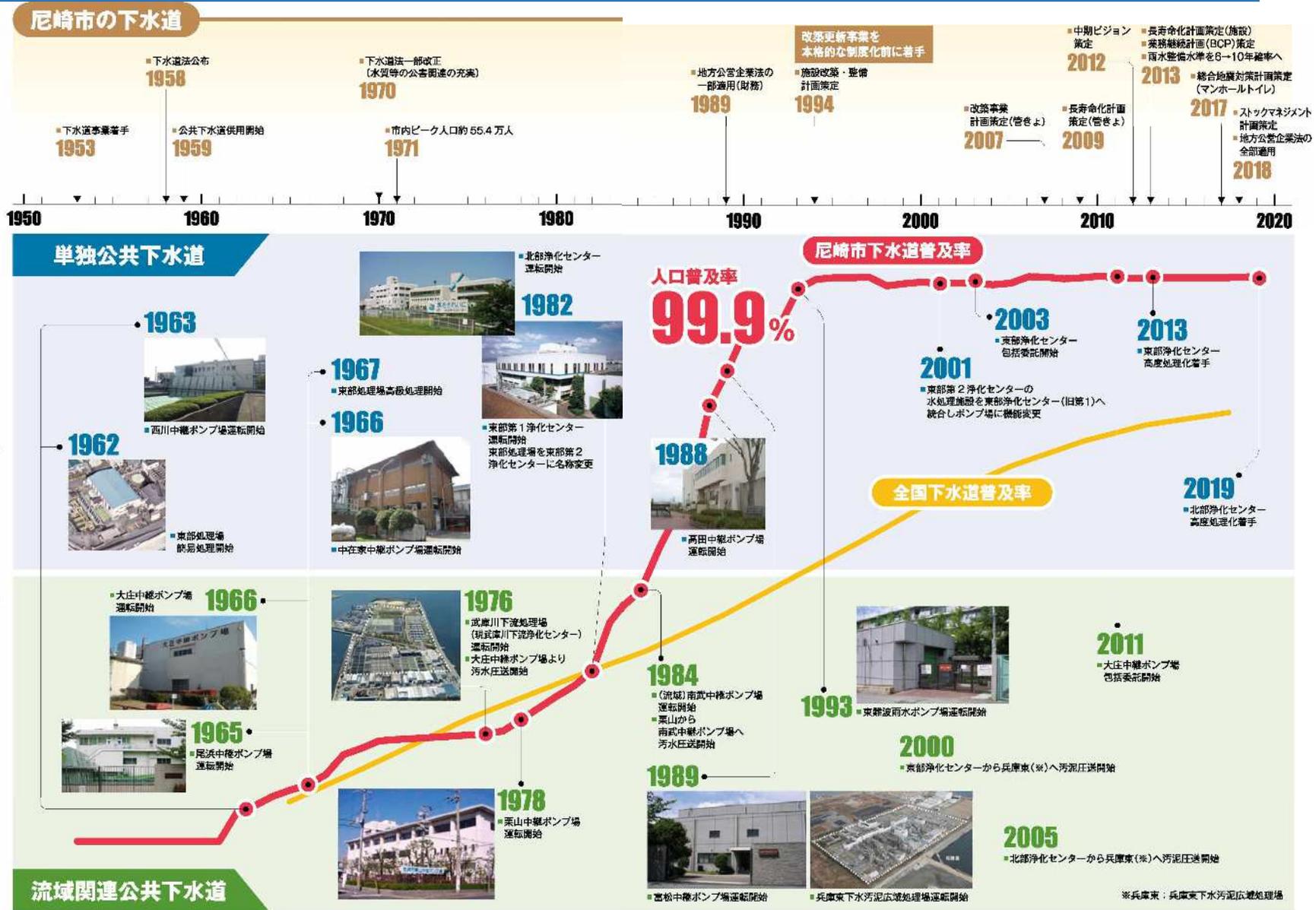
T	(県) 流域浄化センター
T	(市) 浄化センター
P	(県) 中継ポンプ場
P	(市) 中継ポンプ場 (市) 雨水ポンプ場

ウォーターPPP

民間委託レベル	仕様委託	Lv1.0	Lv2.0	Lv2.5	Lv3.0	Lv3.5 更新支援型	Lv3.5 更新実施型	Lv4.0 コンセッション
運営権	公共	公共	公共	公共	公共	公共	公共	民間
更新工事	公共	公共	公共	公共	公共	公共	民間	民間
更新計画策定	公共	公共	公共	公共	公共	民間	民間	民間
大規模修繕	公共	公共	公共	公共	民間	民間	民間	民間
小規模修繕	公共	公共	公共	民間	民間	民間	民間	民間
薬品/電力調達	公共	公共	民間	民間	民間	民間	民間	民間
日常点検	公共	民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間
運転監視	公共	民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間

1. 尼崎市の下水道事業概要

尼崎市下水道事業のあゆみ



1. 尼崎市の下水道事業概要

あまがさき下水道ビジョン2031

基本理念は、
「尼の下水道を次の世代へ」



目的・将来像



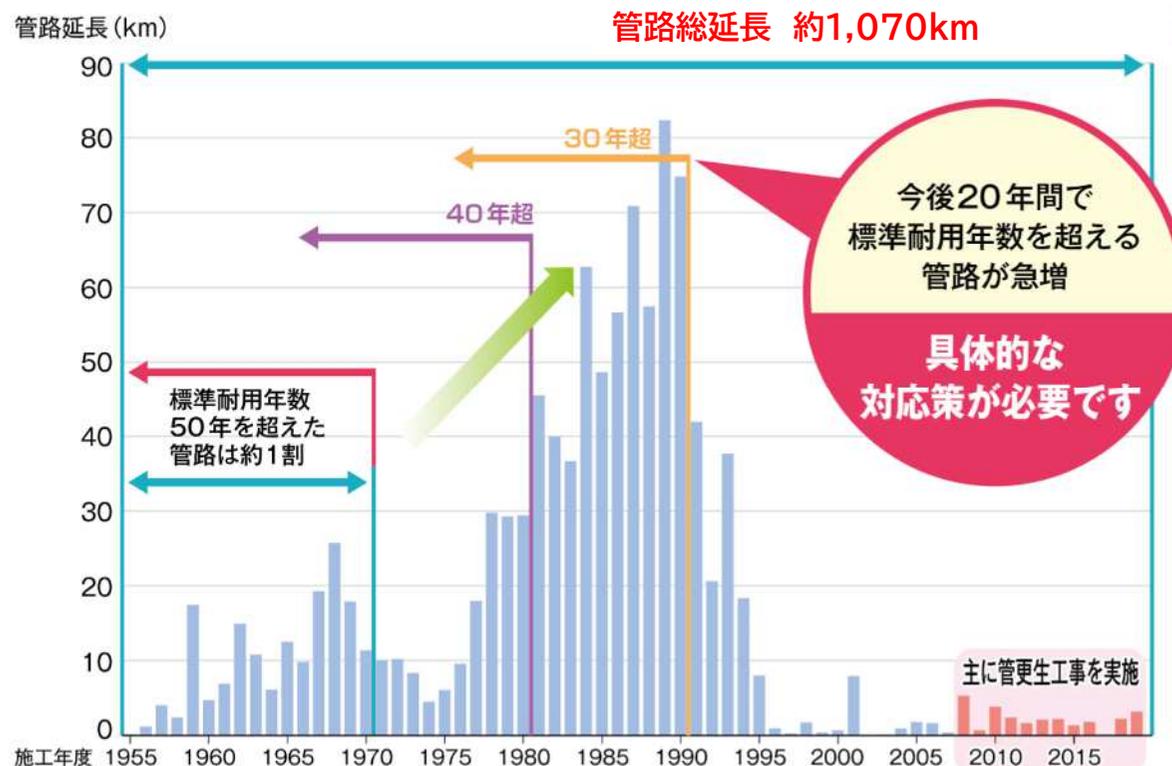
7 施策 ⇒ 10 方針 ⇒ 17 の取組

2. 官民連携事業の導入検討背景

2.官民連携事業の導入検討背景

施設状況(管路)

- 布設後50年経過し、**老朽化する下水道管路施設が急増**
- 老朽化の進行に対して適切な対応を取らない場合、**道路陥没等の事故が増加する危険性がある。**
- 今後20年間で標準耐用年数を超える管路が増加するため、**事業費の平準化に向けた更新計画の立案が必要**

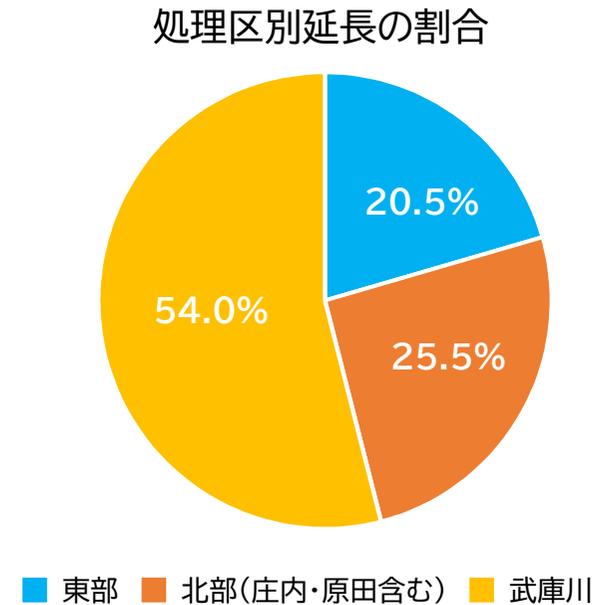
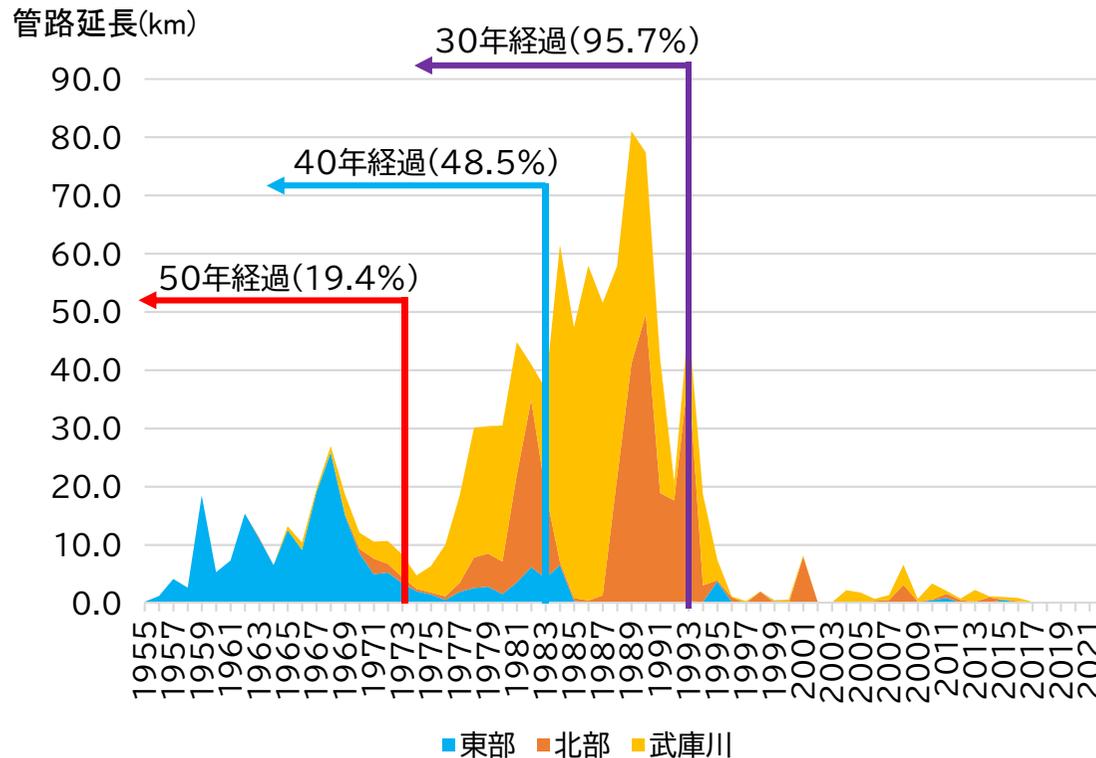


(引用元)あまがさき下水道ビジョン2031

2.官民連携事業の導入検討背景

施設状況(管路)

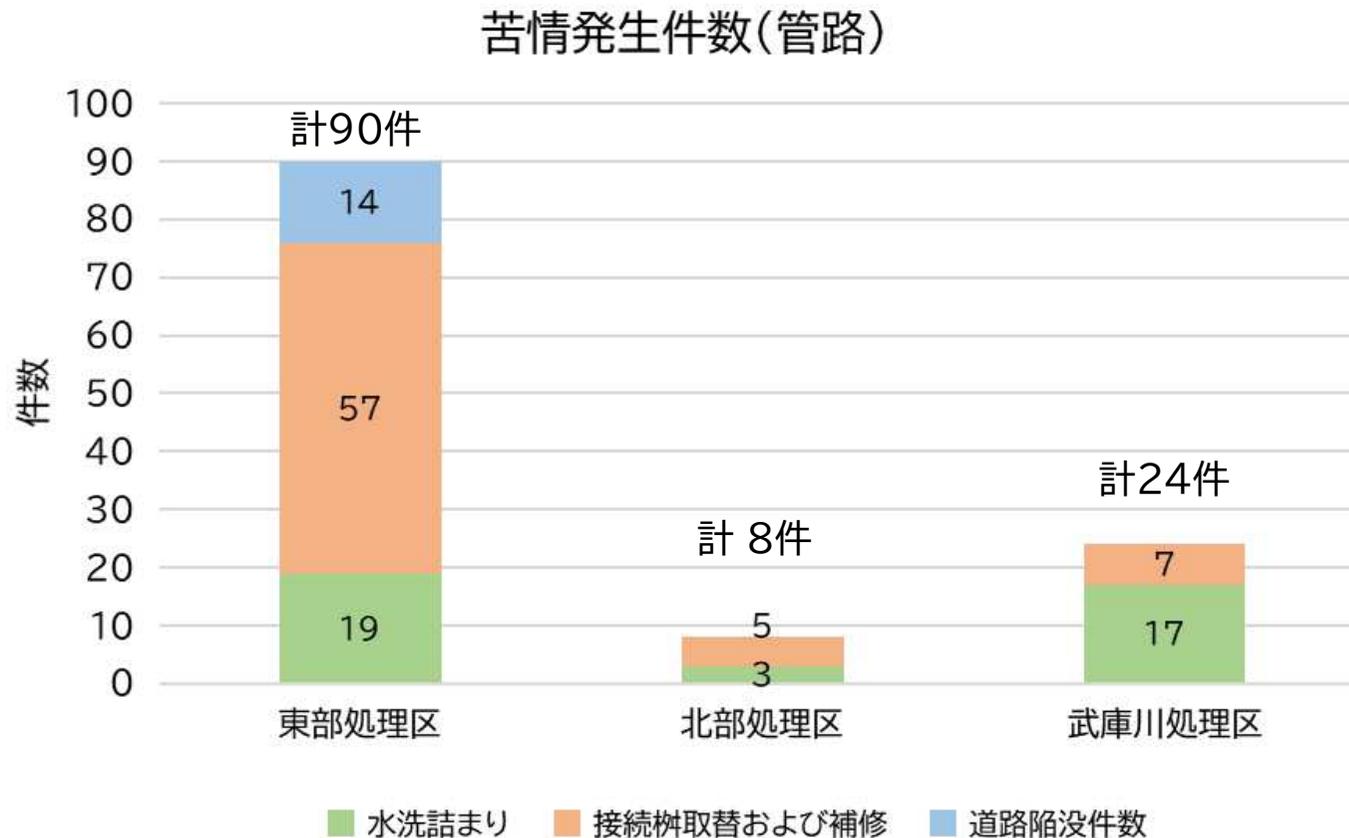
管路延長 約1,070km



- **現在、東部処理区のほとんどの管路が布設後50年を経過している。**
- 今後10年間で、北部処理区、武庫川処理区の50年経過する管路が増加する見込みである。

2.官民連携事業の導入検討背景

苦情発生件数(管路)

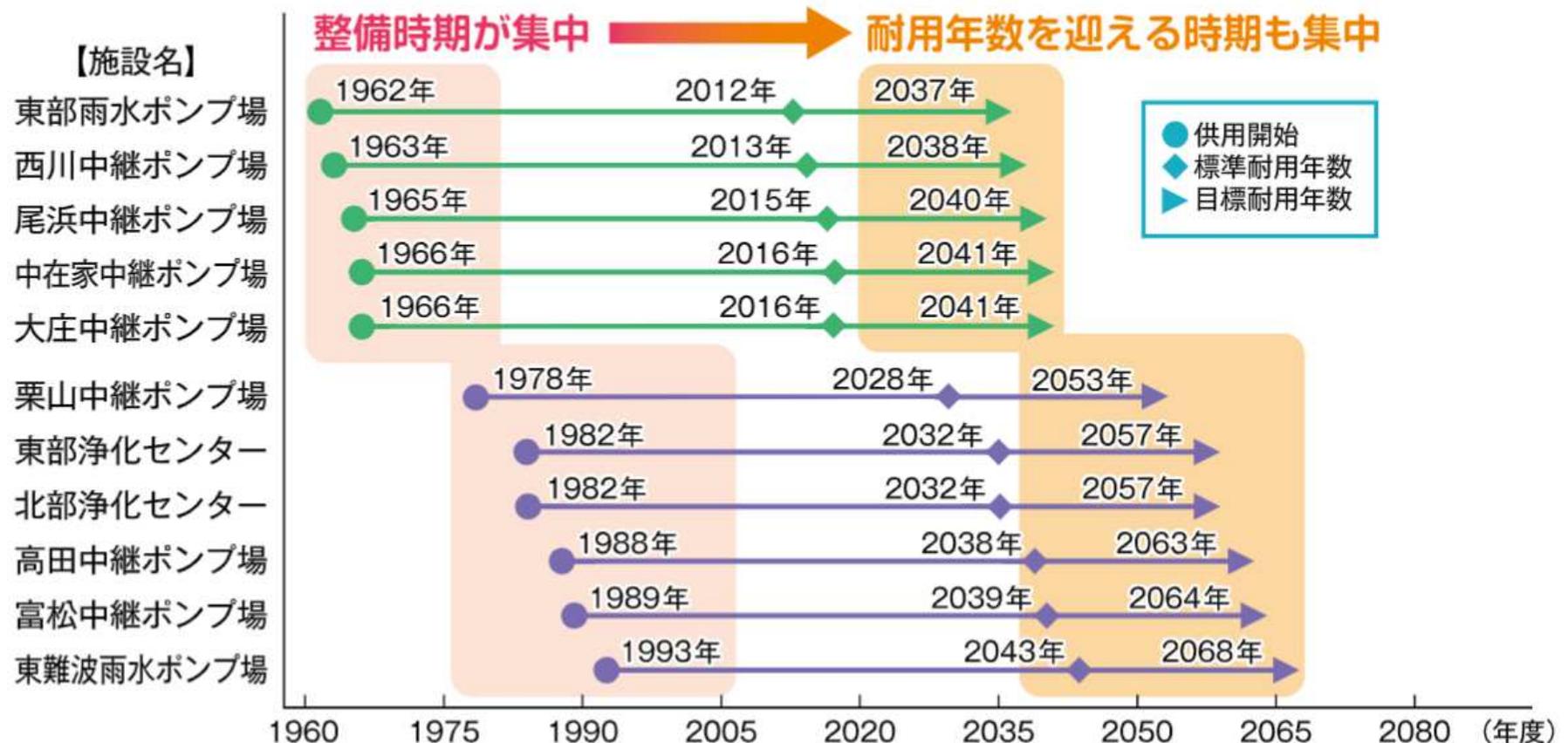


- **東部処理区**は全ての項目において**3処理区中で最多**となる。
- 北部処理区、武庫川処理区は今後老朽化の進行に伴い、増加することが見込まれる。

2.官民連携事業の導入検討背景

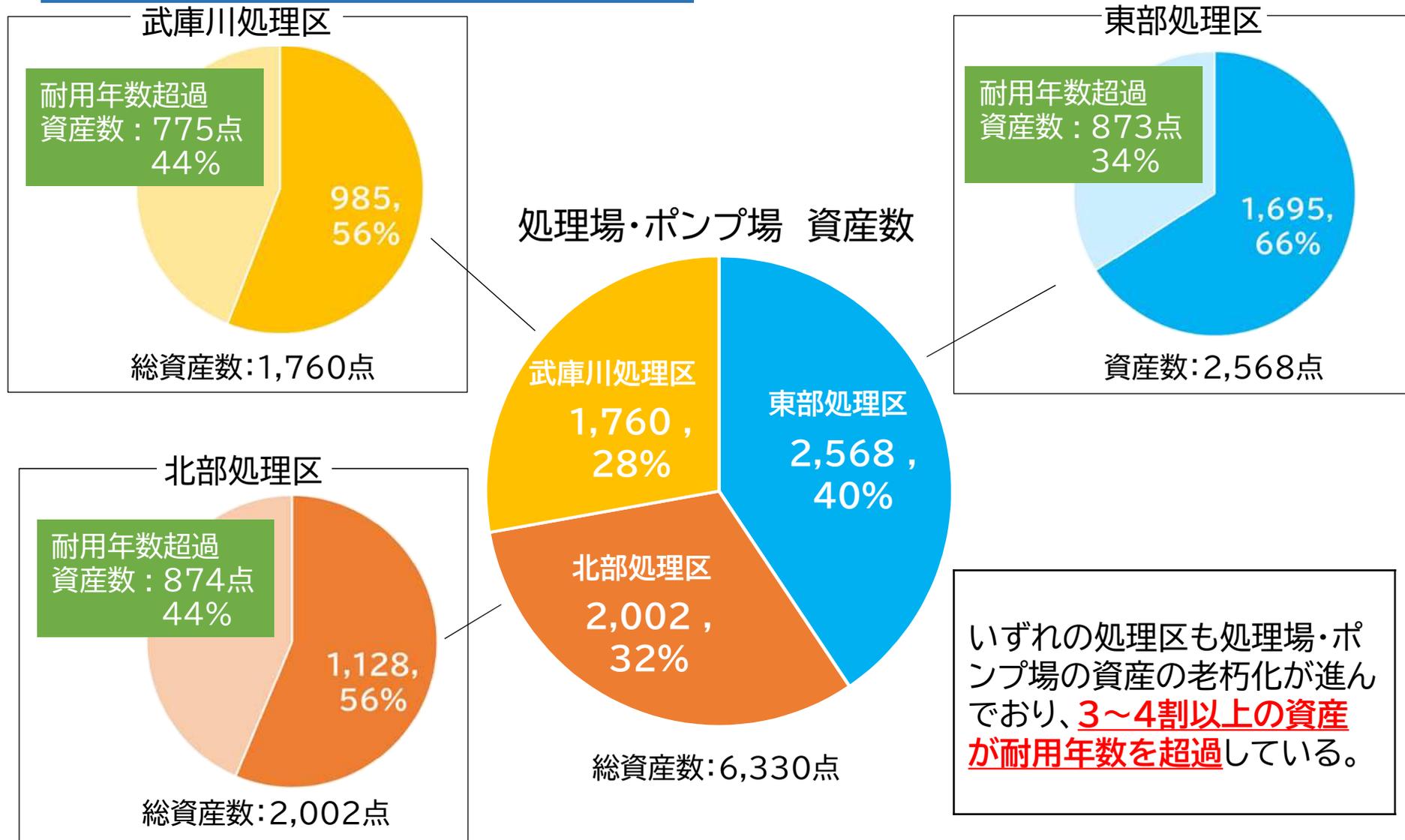
施設状況(処理場・ポンプ場)

- ・昭和50年代から集中的に整備した施設は、**更新時期が集中**することからその分散が必要



2.官民連携事業の導入検討背景

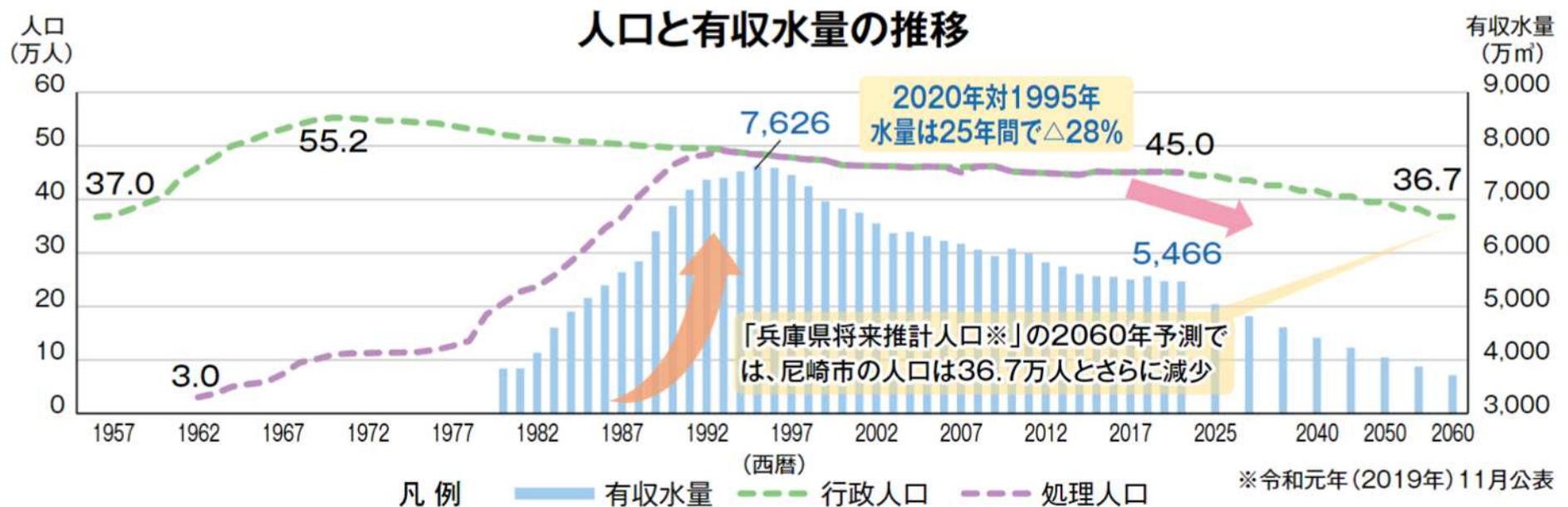
施設状況(処理場・ポンプ場)



2.官民連携事業の導入検討背景

経営状況

- 将来的な人口減少や節水型社会の到来による水需給減少
下水道使用料収入の減少が見込まれている。



(引用元)あまがさき下水道ビジョン2031

2.官民連携事業の導入検討背景

経営状況

- スtockマネジメント計画により事業量を抑制しても1年あたり約74億円の建設投資が必要となる。

ストックマネジメント手法導入による将来事業量の見通し

(引用元)あまがさき下水道ビジョン2031

目標耐用年数(過去の実績から標準耐用年数の1.5~2.0倍の年数で本市が独自に設定)で下水道施設を更新し、建替えに連動した設備の更新と建替え時期の分散化を実施した場合



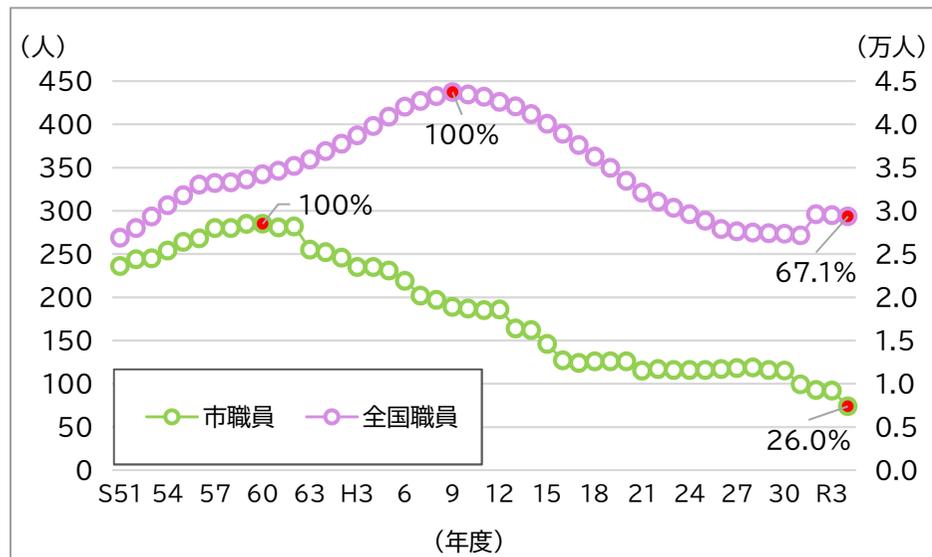
	土木・建築構造物	機械設備	電気設備	その他
標準耐用年数	50年	概ね20年	概ね20年	概ね15年
目標耐用年数	建替えに連動した年数(概ね70~100年)	概ね40年	概ね30年	概ね30年

2.官民連携事業の導入検討背景

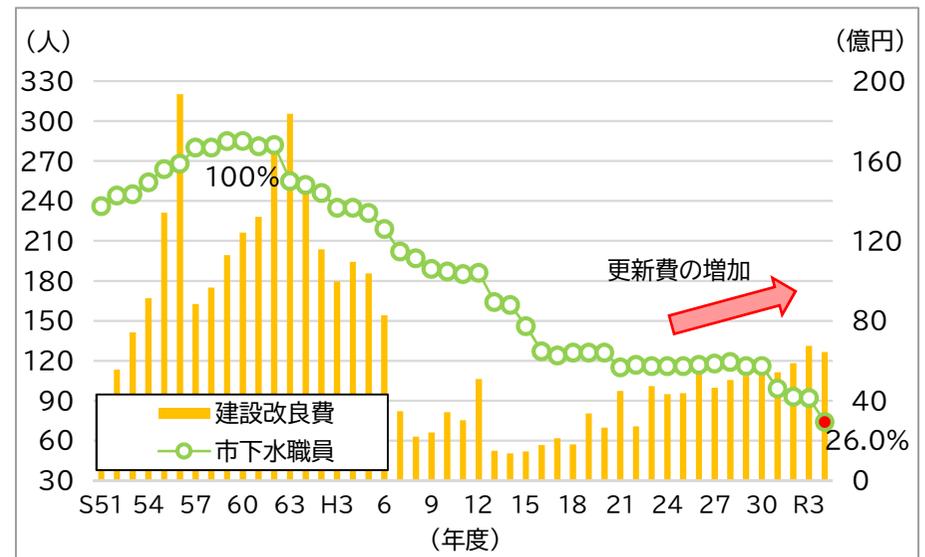
下水道に従事する職員数

- 尼崎市の下水道に携わる職員数は、全国に比べ早くにピークを迎え（昭和59年、285人）、令和4年度末で74人（△74.0%）の体制で運営
- 下水道整備の終息に伴い、**平成の始め頃から職員数を徐々に削減**
- 老朽化により更新費は増加傾向にあり、事業費の平準化に努め、運営体制の見直しを行っている。

■下水道に従事する職員の推移(全国と尼崎市)



■下水道従事職員と投資額の推移



2.官民連携事業の導入検討背景

課題解決の手段としての官民連携

下水道事業の課題

- 下水道施設の老朽化の進行
- 下水道職員の減少
- 予算の制約



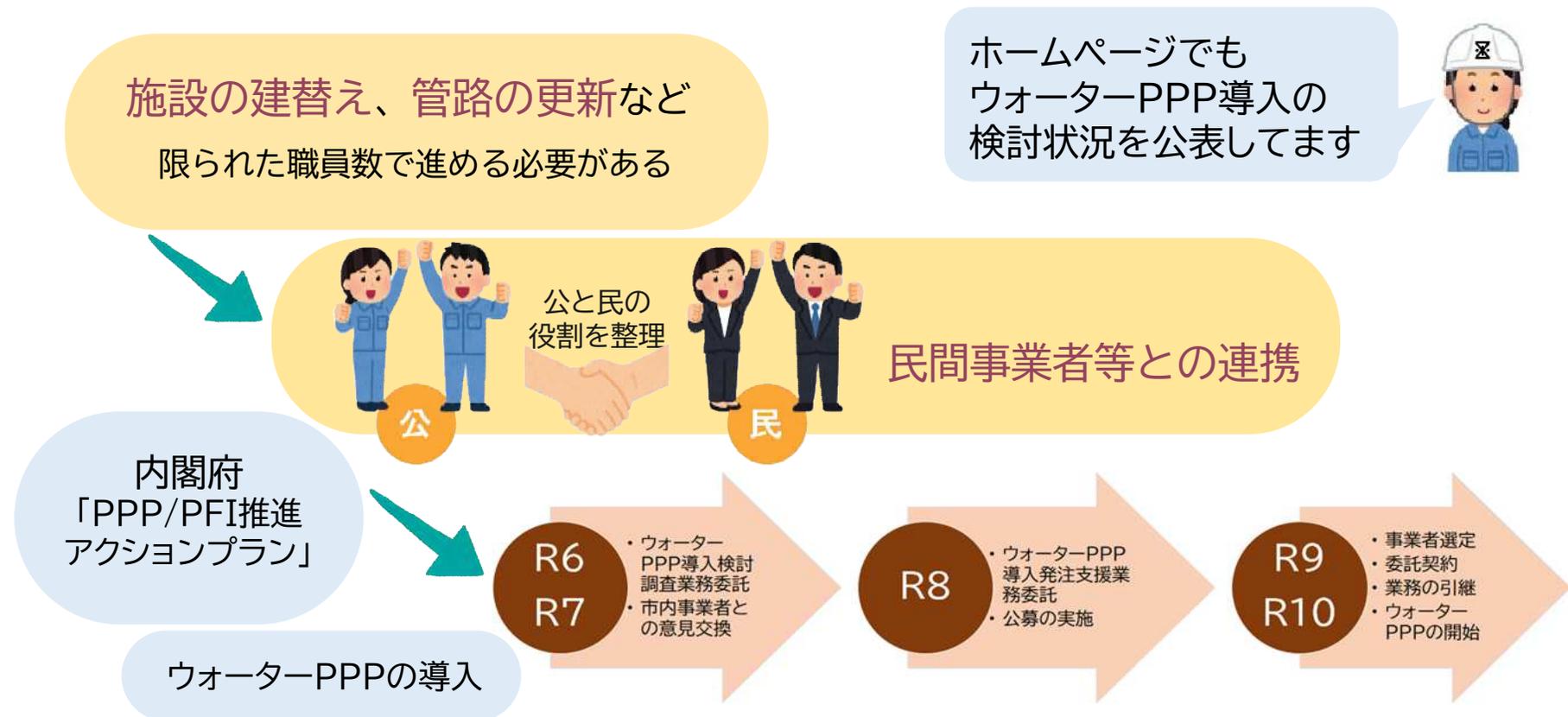
「事後保全型対応」から「予防保全型対応」へ
損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行い
更新時期の平準化と総事業費の削減を図る

官民連携事業の推進

政府は、民間の創意工夫を活かし維持管理の効率を向上させるため、官民連携事業(PPP/PFI)を推進

2.官民連携事業の導入検討背景

持続可能な運営体制の構築



3. ウォーターPPPの概要

(国土交通省資料及び、ウォーターPPPガイドライン1.2版より抜粋)

3. ウォーターPPPの概要

ウォーターPPPとは

① 職員数減少
「ヒト」



下水道職員の不足
技術力の不足、継承困難

② 施設老朽化
「モノ」



下水道施設の更新需要増加
ストック増による維持管理費増加

③ 収入減少
「カネ」



下水道使用料収入の減少

今後さらに
加速



ウォーターPPPによる課題の解決を目指す

- ウォーターPPPは、上下水道事業の持続性を向上させるためのひとつの有効な手段
- 官民双方の事務負担軽減、効率的な事業運営、新たな付加価値の創出を実現し、将来にわたり上下水道サービスの安定的な提供を目指す
- 民間事業者のみならず、市民にとっても持続的に参画することができる環境を構築し、官民が連携して事業を実施していくことが重要

(引用元)下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版 国土交通省

3.ウォーターPPPの概要

ウォーターPPPとは

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)

民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

- 公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式 ※両者を総称して「ウォーターPPP」
- 令和13年度までに100件の具体化を狙う
- 汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

※ 同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式とは？

水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式

※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

ウォーターPPPの概要

内閣府ホームページ

- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4-R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る

※ 公共施設等運営事業(コンセッション)[レベル4]、管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]

※ 管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする

概要とポイント・留意点

- ウォーターPPPは、コンセッション方式(レベル4)と **管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)**の総称
- 「ウォーターPPPの概要」(内閣府資料)の「レベル3.5(原則10年)の後、コンセッション方式に移行」は、「レベル3.5の後継としてコンセッション方式(レベル4)を選択肢として検討いただきたい」との趣旨

3.ウォーターPPPの概要

管理・更新一体マネジメント方式とは

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

- ①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

概要とポイント・留意点

○ レベル3.5の実務上の定義は、**上記の要件①から要件④までをすべて充足する民間委託**

I レベル4と3.5の比較

- 長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点は共通・類似
- 公共施設等運営権設定と利用料金直接収受の有無が異なり、また、事業期間の自由度はレベル4の方が高い

レベル3.5の4要件の趣旨

②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメントにより、民間事業者の創意工夫やノウハウ等を最大限活用しつつ、投資効果の発現等に必要事業期間を①長期契約(原則10年)で確保し、一方で、中長期の事業期間中もライフサイクルコスト削減の提案を促進して新技術等の効果・メリットを官民で享受しうる④プロフィットシェアを要件とすることで、下水道事業・経営の持続性向上に一層寄与することを目指す

ウォーターPPP	
<p>公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期契約(10~20年) 性能発注 維持管理 修繕 更新工事 運営権(抵当権設定) 利用料金直接収受 上・工・下一体:1件(宮城県R4) 下水道:3件(浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5) 工業用水道:2件(熊本県R3、大阪市R4) 	<p>管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5] 新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期契約(原則10年)*1 性能発注*2 維持管理 修繕 【更新実施型の場合】更新工事 【更新支援型の場合】更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM) <p><small>*1 管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。</small></p> <p><small>*2 民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。</small></p> <p><small>管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。</small></p>
	<p>複数年度・複数業務による民間委託 [レベル1~3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期契約(3~5年程度) 仕様発注・性能発注 維持管理 修繕

II レベル3.5と1-3の比較

- 事業期間の長短、性能発注の程度が異なる
- また、修繕や更新(改築)に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる

下水道:302施設
工業用水道:19件

3. ウォーターPPPの概要

長期契約(原則10年)について

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ①長期契約

内閣府ホームページ

○ 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

概要とポイント・留意点

原則

- これまでの包括的民間委託(レベル1-3)で一般的な3-5年間よりも長い10年間が原則
 - ※ コンセッション方式(レベル4)に「準ずる」効果が期待できる官民連携方式との位置づけ
 - ※ 特に、更新(改築)投資による維持管理上の効果が発現する必要最小限の事業期間が設定されたもの
- 一方、10年以上ではなく、10年間が原則

(引用元)下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版 国土交通省

**本市は、契約期間は令和10年度から令和19年度までの
10年として検討を行います。**

3.ウォーターPPPの概要

性能発注について

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

- ①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ②性能発注

内閣府ホームページ

- 性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

※ 性能規定の例 処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること

※ 性能規定の例 管路施設:適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。)

(参考)性能発注/仕様発注とは？

内閣府ホームページ

- 性能発注(方式)は、発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。PFI事業については、仕様発注方式よりも性能発注方式の方がPFI法の主旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。
- 仕様発注(方式)は、発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者が発注する方式。

(引用元)下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版 国土交通省

本市は性能発注について、現在策定中のウォーターPPPガイドライン2.0版と国の動向に注視して検討を行います。

3.ウォーターPPPの概要

維持管理と更新の一体マネジメントについて

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ③維持管理と更新の一体マネジメント

内閣府ホームページ

○ 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。 ※「更新支援型」で選択肢となりうるのはビュア型CM方式

※ 更新実施型:更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。

※ 更新支援型:発注に関係する技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案の作成を期待できる。

概要とポイント・留意点

要件充足の考え方 ※具体的には、募集要項等の対象施設・業務範囲をどう設定するか(19頁も参照)

○ 「更新実施型」か「更新支援型」のいずれかを管理者が任意に選択すれば要件③は充足

※ 一つのレベル3.5の中で対象施設ごとに異なる業務範囲(更新支援型/更新実施型)を設定する使い分けも可能

※ 国費支援(配分率)に差はない方針で検討中

入札・公募の考え方

○ 「更新実施型」では、入札・公募時点で更新計画があることを前提としている ※20頁も参照

○ 「更新支援型」では、入札・公募時点で更新計画がない(不十分の場合)にも円滑・迅速に案件形成可能

※ ①入札・公募時点で、過去の更新(改築)実績等を参考にして、事業期間中にありうる更新(改築)事業量・予算額等の情報提示、②審査(選定)に際しても、考慮のうえ、③事業期間中にモニタリングする等が必要

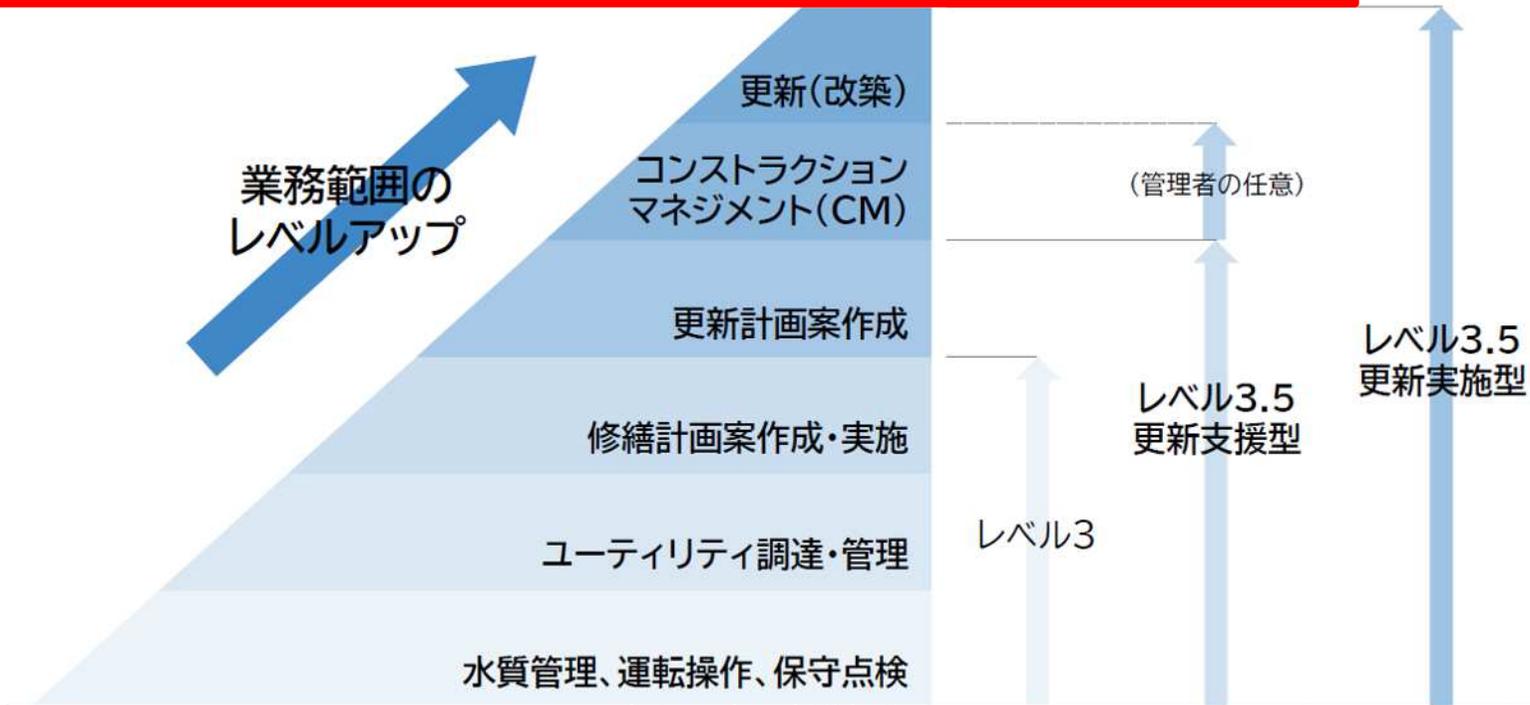
3.ウォーターPPPの概要

維持管理と更新の一体マネジメントについて

概要とポイント・留意点

「更新実施型」と「更新支援型」のイメージ

- 「更新実施型」は、更新(改築)の発注業務の委託まで含むもの(改築は受託者が実施)
- 「更新支援型」は、更新計画案作成まで含むもの(改築は管理者が実施)
- 「更新支援型」は、コンストラクションマネジメント(CM)まで含むか否か、管理者の任意



(引用元)下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版 国土交通省

本市における【更新支援型】【更新実施型】の選択につきましては、今後のヒアリングや内部検討を踏まえて客観的に検討を行います。

3.ウォーターPPPの概要

維持管理と更新の一体マネジメントについて

R5.6.2 内閣府資料

③維持管理と更新の一体マネジメント		
<p>○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。</p>		
類型	更新実施型	更新支援型
契約関係(例)	<p>地方公共団体</p> <p>サービス対価 (維持管理分) 維持管理 サービス対価 (更新分) 更新</p> <p>PFI事業契約*</p> <p>民間事業者</p> <p>委託契約 請負契約</p> <p>受託企業 請負企業</p> <p>* PFI事業契約を原則とする</p>	<p>地方公共団体</p> <p>委託費 (維持管理分) 維持管理 委託費 (更新支援分) 更新支援</p> <p>委託契約</p> <p>民間事業者</p> <p>委託契約 請負契約</p> <p>受託企業 請負企業</p> <p>更新計画案の作成 ・ビュア型CM*等</p> <p>請負契約</p> <p>*「地方公共団体におけるビュア型CM方式活用ガイドライン(令和2年9月国土交通省)」を参照</p>
事業フロー(例)	<p>原則10年</p> <p>維持管理 実施</p> <p>更新 更新計画 (入札時提案) → 更新計画 実施*</p> <p>*処理方式の変更等の大規模な更新工事は事業範囲外とすることも考えられる。</p>	<p>原則10年</p> <p>維持管理 実施</p> <p>更新支援 更新計画案の作成</p> <p>(更新工事は地方公共団体が実施)</p> <p>➡ : 民間が実施するものを示す</p>
特長	<p>○更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。</p>	<p>○発注に関する技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案の作成を期待できる。</p>

3.ウォーターPPPの概要

プロフィットシェアについて

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

- ①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ④プロフィットシェア

内閣府ホームページ

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア*1の例)

- ※ 契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。
- ※ 契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェア*2する。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減 (プロフィット)	プロフィット シェア	官	民
①	2 削減		2			1
②		2 削減	2		1	1

※1：プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

※2：「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

概要とポイント・留意点

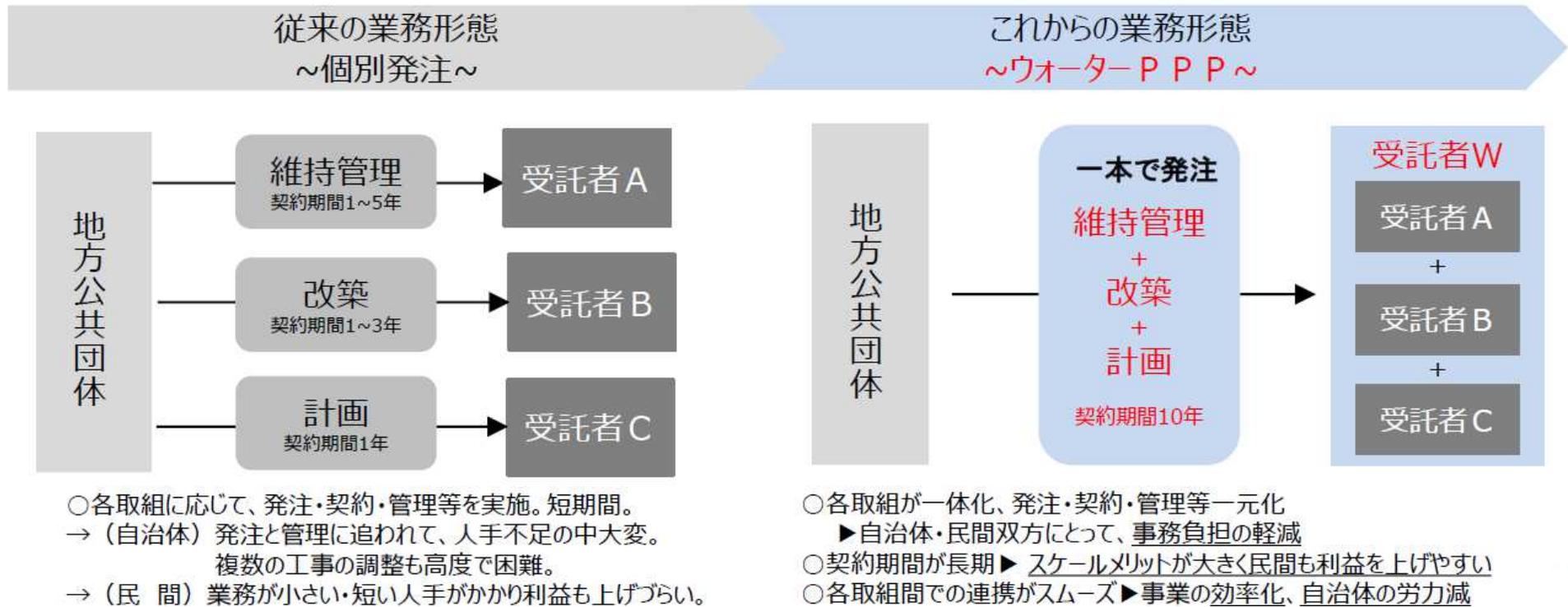
まず確認いただきたいこと ※現時点の考え方は、一部が上記の内閣府ホームページと異なる

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進することが趣旨 ※プロフィット=費用削減分
- 更新実施型でも更新支援型でも、仕組みを導入することは必須 ※仕組みの導入で要件は充足(発動不要)
- 官民のシェアは1:1に限定されない(図表は例示の一つ) ※官:民=0:10も可能
- 想定する仕組みは、例えば、茨城県守谷市の先行事例(20頁も参照) ※契約後VE等は例示の一つ

本市はプロフィットシェアについて、現在策定中のウォーターPPPガイドライン2.0版の内容と国の動向に注視して検討を行います。

3.ウォーターPPPの概要

ウォーターPPPの概要まとめ

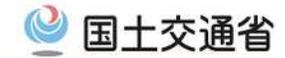


(引用元)下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版より抜粋

10年間という長期間の業務を
維持管理・更新を一体化して発注することで
事務負担を軽減し、事業の効率化を図る官民連携方式

3.ウォーターPPPの概要

参考 導入検討の進め方(レベル3.5の受託者)



- レベル3.5の受託者として、単独の民間事業者等、JV、SPC等の新会社の設立が考えられる。
- 維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントに対応するため、複数の民間事業者等で臨む場合には、JVやSPC等の新会社の設立が選択肢となる。

	単独の民間事業者等	JV(ジョイントベンチャー)	SPC等の新会社の設立
類型			
効果・メリット	-	<ul style="list-style-type: none"> ● SPC等の新会社の設立と比較して、JVの組成の方が容易(中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一体的な事業実施 ● 倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象施設(処理場等と管路)、業務範囲(維持管理と改築関係)を一者で対応できる民間事業者は限られる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一体的な事業実施の観点を考慮 ● 中長期の安定的な事業実施の観点を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新会社の設立や運営等の負担が大きい ● 官出資により、官民会社(三セク)、官会社もある

4. 尼崎市のウォーターPPP導入検討方針

4. 尼崎市のウォーターPPP導入検討方針

対象処理区の設定

導入検討を開始する際の考え方

導入検討開始時点

- まずは少なくとも一つの処理区を選択して導入の検討を開始(処理区
の選択は管理者の任意)
- 一旦、すべての施設・業務を念頭に置く

FSやMS等を実施する際の考え方

(情報・資料等の収集等)

- 必要となる客観的な情報を収集するための手段としての観点が必要
(実施そのものを目的とせず、比較等の目的から逆算等)
- 管理者の任意部分は必要に応じて判断資料を収集
- 管理者が説明できることが必要であり、特段の形式・様式等はない
(例えば、民間企業の参画意向等を踏まえた外部有識者への諮問に基
づくこと等も考える)

入札・公募の開始(募集要項等の公表)

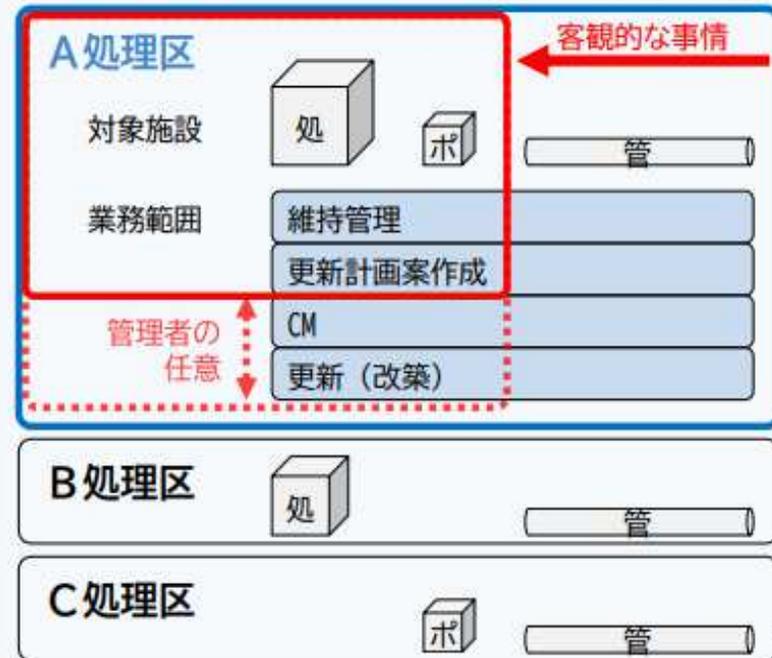
入札・公募開始時点

- 「導入を決定済み」となるのはこのタイミング
- 客観的な情報が必要となる場合、この時点から収集するのは不可能・
困難となるため、導入検討時点から留意が必要

□ : 導入検討開始時点 □ : 入札・公募開始時点

地方公共団体(管理者)

【イメージ】
任意にA処理区を選択



引用元(下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版 国土交通省)

本市は対象処理区について、東部処理区、北部処理区(原田・庄内処理区含む)、武庫川処理区
のいずれか1つの処理区を想定して検討を行います。

4. 尼崎市のウォーターPPP導入検討方針

対象施設・業務範囲の設定の考え方

導入検討を開始する際の考え方

導入検討開始時点

- まずは少なくとも一つの処理区を選択して導入の検討を開始(処理区
の選択は管理者の任意)
- 一旦、すべての施設・業務を念頭に置く

FSやMS等を実施する際の考え方

(情報・資料等の収集等)

- 必要となる客観的な情報を収集するための手段としての観点が重要
(実施そのものを目的とせず、比較等の目的から逆算等)
- 管理者の任意部分は必要に応じて判断資料を収集
- 管理者が説明できることが必要であり、特段の形式・様式等はない
(例えば、民間企業の参画意向等を踏まえた外部有識者への諮問に基
づくこと等も考える)

入札・公募の開始(募集要項等の公表)

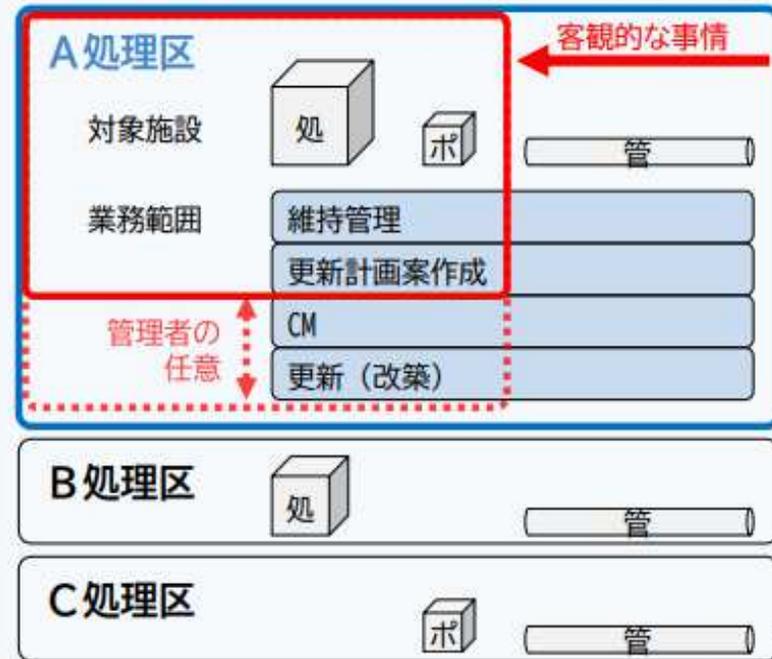
入札・公募開始時点

- 「導入を決定済み」となるのはこのタイミング
- 客観的な情報が必要となる場合、この時点から収集するのは不可能・
困難となるため、導入検討時点から留意が必要

□ : 導入検討開始時点 □ : 入札・公募開始時点

地方公共団体(管理者)

【イメージ】
任意にA処理区を選択



引用元(下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版 国土交通省)

本市は対象施設および対象業務について、今回実施するアンケート結果や今後実施
予定のマーケットサウンディング結果を踏まえて、客観的に判断し検討を行います。

5. 導入までのスケジュールについて

5.導入までのスケジュールについて

【導入までのスケジュール】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
尼崎市	事前検討	導入可能性調査	公募準備 (予定)	公募準備・公 募(予定)	契約手続き (予定)	事業開始 (予定)
事業者の みなさま		参入意向調査 (アンケート)	参入意向調査	応募 (予定)	契約 (予定)	事業開始 (予定)

↑ 処理区の決定 ↑

↑ 更新実施型または更新支援型を決定

↑ 対象施設(処理場・ポンプ場、管路)の範囲を決定

【今年度のスケジュール】

日程	実施内容
12月16日(月)	ウォーターPPP説明会 + 第1回アンケートの実施
12月26日(木)	上記アンケート提出期限
1月以降	第2回アンケート等を実施予定

アンケートへのご協力を お願いいたします。

アンケートの回答フォームを尼崎市のホームページに掲載します。

アンケートは[MicrosoftのForms](#)を使用します。

ご入力の上、**12月26日(木)まで**にご回答をお願いします。



ご清聴ありがとうございました

【関連情報URL】

あまがさき下水道ビジョン2031:

<https://amasui.org/customer/gesuido/plan/2000945.html>

国土交通省ホームページ>ウォーターPPPガイドライン:

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000585.html

MEMO

